誓　　約　　書

　　年 　　月 　　日

福岡県知事 殿

住　　所

ふり　　 がな

氏　　名　　　　　　　　　（記名押印又は署名）

生年月日

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県事業等から排除していることを認識したうえで、下記事項について誓約します。

これらの事項に反する場合、農薬指導士の認定取り消し等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１ 自己、自社若しくはその役員等は次のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する団体）。

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する団体）又は暴力団員で無くなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。

（３）暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者。

（４）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団及び暴力団員等を利用した者。

（５）暴力団又は暴力団員等に利益又は便宜を供与した者。

（６）暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難され

る関係を有している者。

※上記１の各号の定義、解釈については裏面をご覧下さい。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抜粋）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　　（略）

二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三　～　五　　（略）

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

（以下略）

〇誓約書項目１（６）の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自ら主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。